

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類つづり

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のご案内

平素から、市民税・県民税の特別徴収につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業所を地方税法第41条、第319条、第321条の4第1項及び第328条の5第1項並びに水戸市市税条例第46条及び第66条の規定に基づき、特別徴収義務者に指定し、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、関係書類を送付いたしますので、次ページ以降の各種手続及び概要をご確認の上、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

目次

特別徴収に係る各種手続	P 1
特別徴収の概要・手続について	P 2～3
1 特別徴収とは	
2 特別徴収の仕組み	
3 特別徴収税額の決定・変更通知書について	
4 納入方法及び納期限	
5 納期の特例について	
6 特別徴収税額に変更が生じた場合	
7 出国時における手続について	
8 納入書の納入金額の変更について	
退職所得に係る市民税・県民税の取扱い	P 4～5
1 退職所得の納入について	
2 退職所得に係る市民税・県民税額の税率と税額	
3 市への提出物と納入書の記入項目及び納付について	
4 退職所得に係る納入書の記入例	
5 退職所得に係る納入申告書の記入例	
各種届出書様式（記入例）	P 6～12
○ 給与所得者異動届出書	
○ 特別徴収への切替届出（依頼）書	
○ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
○ ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	

※コピー又は市ホームページからダウンロードしてお使いください。

水戸市	市区町村コード					
	0	8	2	0	1	5

こんな時は必ず届出書の提出をお願いします

- 1 従業員が
退職、休職、死亡、転勤、就職 した場合
- 2 事業所が
移転、名称変更、合併、解散 した場合
- 3 普通徴収に該当する方が税額通知書に含まれている場合

各種届出書の提出先

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市 財務部税務事務所 市民税課

お問い合わせ先

電話 029-224-1111（代表）
FAX 029-232-9291（市民税課専用）
○特別徴収の事務や課税内容に関すること
市民税課（内線1611～1613）
○納入に関すること
収税課（内線1714～1716）

水戸市ホームページ

各種届出書のダウンロードはこちらから

<https://www.city.mito.lg.jp/>

トップページ → MENU → 暮らし・手続き → 税金・寄附 → 個人市民税 → 関連情報 → 申請・届出 → 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に係る届出関係書類

特別徴収に係る各種手続 当てはまるものがあつた場合は、必ず手続をしてください（特別徴収税額が0円の方も含みます）。

1 従業員に異動があつた場合

異動	必要な手続	提出書類						
退職	異動日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」(以下「異動届」)を提出してください(※)。未徴収税額がある場合は、下表のとおり取扱いをお願いします。	異動届 P 6						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>異動日</th> <th>未徴収税額の徴収方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月31日まで</td> <td>普通徴収 } 納税義務者の申し出により 一括徴収 } どちらか選択できます。</td> </tr> <tr> <td>翌年1月1日～4月30日</td> <td>原則として一括徴収 (納税義務者の申し出不要)</td> </tr> </tbody> </table>		異動日	未徴収税額の徴収方法	12月31日まで	普通徴収 } 納税義務者の申し出により 一括徴収 } どちらか選択できます。	翌年1月1日～4月30日	原則として一括徴収 (納税義務者の申し出不要)
	異動日		未徴収税額の徴収方法					
12月31日まで	普通徴収 } 納税義務者の申し出により 一括徴収 } どちらか選択できます。							
翌年1月1日～4月30日	原則として一括徴収 (納税義務者の申し出不要)							
<p>長期休職する場合(育児・産休を含む)は、「退職」と同じ手続になります。復帰後には、別途、特別徴収への切替の手続が必要です。</p>	記入例 P 7							
死亡	死亡した場合は、退職後、普通徴収へ切り替える場合と同じ手続になります。ただし、未徴収税額を一括徴収することはできません。							
転勤	転勤等により、納税義務者が新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、 必ず事前に新勤務先の経理担当者等に月割額等を連絡した上で 、「異動届」を提出してください。							
就職	新たに就職したことにより普通徴収から特別徴収へ切り替える場合は、納期未到来分の普通徴収の納付書を本人から回収し、「特別徴収への切替届出(依頼)書」と一緒に提出してください。	切替届出書 P 8 記入例 P 9						
	納期限が過ぎた納付書、随時課税分の納付書については、特別徴収に切り替えることができません。ご本人が納付書で納付してください。							

※ 退職、休職等により普通徴収に切り替えた未徴収分の税額は、後日、市から従業員の住所宛てに送付する納付書により、ご本人に納付していただくこととなります。納税通知書の送付のため、異動届の速やかな提出をお願いします。

2 事業所に異動があつた場合

異動	必要な手続	提出書類
変更	事業所の所在地(または書類送付先)、名称などに変更があつた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」(以下「変更届」)を提出してください。	変更届 P 10 記入例 P 11
合併	「変更届」を提出してください。また、合併に伴い法人番号が変わる場合は、納税義務者が転勤した場合と同じ手続になります。 必ず事前に新勤務先の経理担当者等に月割額等を連絡した上で 、「異動届」を併せて提出してください。	変更届 P 10 異動届 P 6
解散(廃業)	解散(廃業)後の納税義務者の状況にあわせて、「退職」または「転勤」により「異動届」を提出してください。	異動届 P 6

3 普通徴収に該当する方が税額通知書に含まれている場合

茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から、原則としてすべての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、特別徴収を徹底しています。

事業所または従業員が普通徴収を希望する場合でも、提出いただいた給与支払報告書に「普通徴収切替理由書が添付されていない」または「以下の普通徴収切替理由が記載されていない」場合は、原則として特別徴収になります。普通徴収切替理由に該当し、特別徴収することが困難である方が税額通知書に含まれている場合は、「**異動届**」の提出をお願いします。

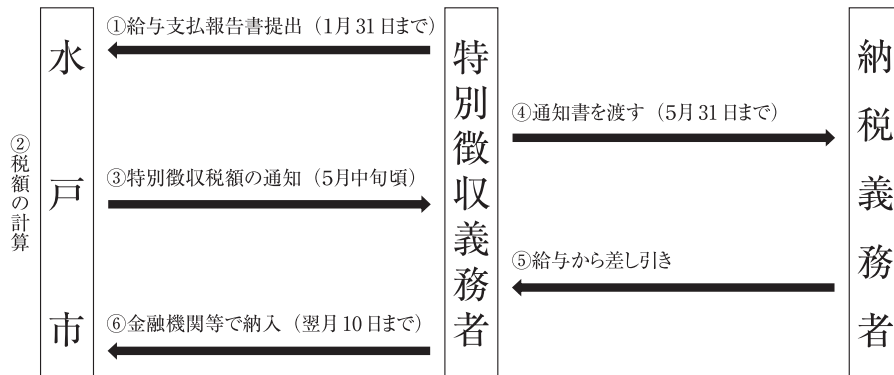
普通徴収切替理由	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下(下記の普B～普Fに該当するすべての従業員数(他の市区町村提出分を含む)を差し引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与額106万5千円以下)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者若しくは退職予定者(5月末日まで)又は休職者

特別徴収の概要・手続について

1 特別徴収とは

給与支払者(事業主)が従業員(納税義務者)に毎月支払う給与から、市民税・県民税・森林環境税を徴収(差し引き)し、従業員に代わって納める制度です。所得税の源泉徴収義務者である事業主の方は、給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが義務付けられています(地方税法第41条、第319条及び第321条の4)。

2 特別徴収の仕組み



3 特別徴収税額の決定・変更通知書について

○ 特別徴収義務者用(事業主用)

納税義務者から毎月徴収する税額(月割額)が記載されています。毎月の給与の支払の際に、該当の月割額を徴収してください。

○ 納税義務者用(従業員用)

納税義務者の特別徴収税額明細が記載されています。開封せずに、そのまま従業員に渡してください。

4 納入方法及び納期限

各納税義務者から徴収した月割額の合計額は、徴収した月の翌月10日(金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)までに、下記の「納入場所」またはeLTAX(裏表紙参照)で納入してください。納期限までに納入されないときは、延滞金が加算されるほか、滞納処分を受けることがあります。

市民税・県民税・森林環境税の納入場所

水戸市指定金融機関

常陽銀行本店及び各支店

水戸市収納代理金融機関

三菱UFJ銀行本店及び各支店

東邦銀行本店及び各支店

足利銀行本店及び各支店

筑波銀行本店及び各支店

福島銀行本店及び各支店

東日本銀行本店及び各支店

水戸信用金庫本店及び各支店

ハナ信用組合水戸支店

茨城県信用組合本店及び各支店

中央労働金庫本店及び各支店

横浜幸銀信用組合水戸支店

水戸農業協同組合本店及び各支店

茨城県信用農業協同組合連合会本店及び各支店

※ 収納代理金融機関は、合併等の事由により変更となる場合があります。

水戸市役所取扱

収税課(本庁舎2階) 会計課(本庁舎1階)

各出張所(赤塚, 常澄, 内原)

下記の市民センター

(緑岡, 吉田, 酒門, 上大野, 渡里, 柳河, 飯富, 国田)

※ 水・金曜日の8:30~14:00に限り、山根, 大場, 稲荷第二, 下大野でも取り扱います。

ゆうちょ銀行及び郵便局(納期限内に限る)

関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行及び郵便局

※ 上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、利用するゆうちょ銀行・郵便局に指定通知書(P12)を提出してください。

5 納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、市に申請をして承認を受けることにより、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。

給与から徴収	納入（納期限）
6月分～11月分	11月分で納入（12月10日）
12月分～翌年5月分	翌年5月分で納入（6月10日）

新規でこの特例を希望する場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。申請書は市ホームページ(表紙記載)に掲載しています。

なお、給与の支払を受ける者が10人未満でなくなった場合など、納期の特例の要件を満たさなくなった場合は、「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

6 特別徴収税額に変更が生じた場合

異動届の提出または従業員（納税義務者）の申告書の提出などにより特別徴収税額に変更が生じたときは、特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）を送付しますので、変更後の税額（月割額）により徴収し、納入書の金額を変更して納入してください（変更方法は右記参照）。

7 出国時における手続について

すでに課税されている税額については、出国する場合でも引き続き納税義務があります。

そのため、令和9年1月1日以降に出国する場合や令和8年12月31日までの出国で一括徴収できない場合は、出国する方から納税管理人申告書を提出していただいておりますので、周知をお願いします（令和8年12月31日までに出国し、未徴収税額を一括徴収している場合は、手続は不要です。）。

8 納入書の納入金額の変更について

異動届の提出または納税義務者の申告書の提出等により特別徴収税額に変更が生じたときは、特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）を送付しますので、納入書の金額を変更して納入してください。

(記入例)

		① 納入金額								
		5,000 円 ← 金額を横線で抹消 (訂正印不要)								
② 納入金額内訳	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							3	0	0	0
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
③ 合計金額							3	0	0	0

← 変更後(納入金額)の金額を2か所記入してください。数字の頭に〒記号は記入しないでください。

※ 数字は、枠内にはっきり記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 納入書は1枚3連式（領収証書、納入書、納入済通知書）になっているので、それぞれの該当部分を変更の上、納入をお願いします。

※ 黒のボールペンで記入してください。

水戸市では、税額決定時にその年度分（翌年5月分まで）の各月の納入書をまとめて送付しております。

退職・一括徴収・転勤・就職・税額変更などにより納入する金額に変更が生じた場合でも、新たな納入書は送付していません。

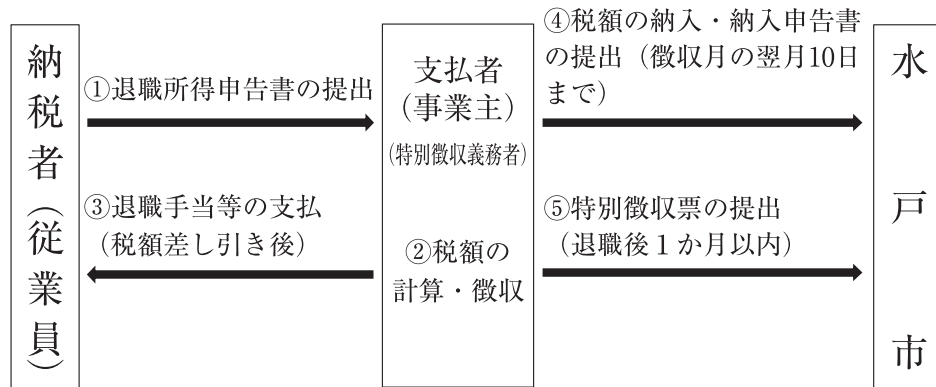
上記、記入例のとおり、納入書の金額欄を変更してご利用ください。

退職所得に係る市民税・県民税の取扱い

1 退職所得の納入について

退職手当等に係る市民税・県民税の所得割は、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に特別徴収することとされています。特別徴収した退職所得分の市民税・県民税は、特別徴収義務者（事業主）が市に納入することとされています。

退職所得に係る市民税・県民税の税額は、退職した年の1月1日現在に住所がある市区町村に、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の翌月10日までに納入してください。



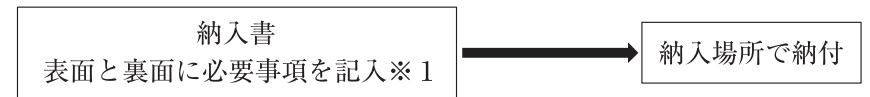
2 退職所得に係る市民税・県民税額の税率と税額

退職所得の金額 (※) ×	税率		=	特別徴収すべき税額	
	市民税	県民税		市民税額	県民税額
	6%	4%			

※ 退職所得の計算方法は所得税と同様です。

3 市への提出物と納入書の記入項目及び納付について

(1) 会社等の法人が退職手当を支払った場合

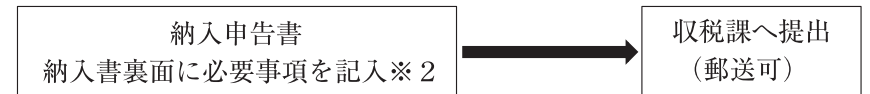


※1 納入申告書（納入書裏面）は、別途市民税課への提出不要です。



(2) 個人事業主が退職手当を支払った場合

○上記(1)に加え以下を御提出ください。



※2 納入申告書（納入書裏面）は、個人番号を記載するため、本市収税課へ提出してください。そのため、納入場所提出分と、本市収税課提出分の合計2枚の納入書を記入していただく必要があります。市から送付している納入書の予備分（2枚）をお使いください。

(3) 退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表

退職所得の市民税・県民税に係る納入が**2人以上の場合**は、「退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表」を本市収税課に提出（郵送可）してください。様式は市ホームページ（表紙記載）に掲載しています。

4 退職所得に係る納入書の記入例

退職所得に係る市民税・県民税を当月分の給与分と併せて納入する場合は、下記のように納入書の金額を変更してお使いください。

納入書（表面）

① 納入金額									
12,000 円									
② 給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					1	2	0	0	0
退職所得分					1	2	5	0	0
延滞金									
督促手数料									
③ 合計金額					1	3	7	0	0

金額を横線で抹消
(訂正印不要)

変更後(納入金額)の金額を2か所記入してください。
数字の頭に〒記号は記入しないでください。

※ 数字は、枠内にはっきり記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ※ 納入書は1枚3連式（領収証書、納入書、納入済通知書）になっているので、それぞれの該当部分を変更の上、納入をお願いします。
- ※ 黒のボールペンで記入してください。
- ※ 退職所得のみ納入する場合は、「①納入金額」欄に税額が印字されていない納入書（予備分）を使用して、該当年月、納期限、退職所得分、合計金額を記入してください。予備分は2枚送付しています。

5 退職所得に係る納入申告書の記入例

「納入申告書」は、納入済通知書（1枚3連式）の裏面にあります。

市民税 納入申告書													
水戸市長様 (受付印)													
令和〇年9月9日 提出													
令和〇年8月分	人員	1人	勤続年数	25年									
退職手当等支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						1	4	0	0	0	0	0	
特別徴収税額	市民税								7	5	0	0	0
	県民税								5	0	0	0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地	水戸市中央〇丁目〇番〇号											
	氏名又は名称	〇〇商事(株)											
	法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0

- ※ 個人事業主の方は、退職所得に係る市民税・県民税の納入のために金融機関等へお持ちいただく際は記入不要です。収税課へ提出する際は、納入申告書のみ提出（郵送可）してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号										1. 現年度			2. 新年度			3. 両年度		
			フリガナ	宛名番号										担 連 当 絡 者 先	所 属						
		氏名又は名称											氏 名								
		個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載										電 話			内線 ()					

給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名									
	生年月日	年	月							日
	個人番号									
	受給者番号									
	1月1日 現在の住所									
異動後の 住 所			円	円	円	年	月	日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。										
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新 規										法人番号								
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属							
	フリガナ												氏 名							
	氏名又は名称											電 話			内線 ()					
												受給者番号			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			右から 番号 を 記入 1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。						
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日			徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日			円		

3. 普通徴収の場合										※水戸市記入欄						
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										現年度			新年度		
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため															
	3. 死亡による退職であるため															

用紙はコピーしてお使いください。

記入例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
(あて先)		所在地		〒310-8610		特別徴収義務者 指定番号		7 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
水戸市長		フリガナ		水戸市中央〇丁目〇番地〇号		宛名番号		00001	
令和8年8月10日提出		氏名又は名称		(株)〇〇商事		担連 当者先		所属 氏名 電話	
〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 右から 番号を 記入		職 勤 欠 亡 期 散 他 の 理 由	
給与 所得者	フリガナ	ヤマダ ハナコ		特別徴収税額 (年税額)	(ア) 徴収済額	(イ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	山田 花子							
	生年月日	1981年8月22日							
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7							
	受給者番号	ABC12345							
	1月1日 現在の住所	水戸市桜川〇-〇-〇							
異動後の 住所	日立市水木町〇-〇-〇								
		120,000円		20,000円		100,000円		令和8年1月1日 7月31日	

◎記入項目について
 黒枠内：共通記載
 青枠内：特別徴収継続の場合
 緑枠内：一括徴収の場合
 赤枠内：普通徴収の場合

◎提出期日
 異動があった月の翌月10日までに提出してください。期日までに届いた異動届に係る特別徴収税額の決定・変更通知書その月末に送付します。

◎転勤等の場合
 納税者（従業員等）が新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、必ず事前に新勤務先の経理担当者等に連絡した上で、「給与所得者異動届出書」の「新しい勤務先（特別徴収義務者）」欄の所在地、氏名又は名称、担当者連絡先、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。

◎令和9年1月1日から4月30日までの間に退職・休職等をした場合
 5月31日までに支払われる予定の給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、一括徴収することが義務付けられています。

◎令和9年1月から5月までの異動届について
 令和8年度市民税・県民税・森林環境税を課税している市区町村と令和9年度給与支払報告書を提出する市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に異動届を提出してください。

1. 特別徴収継続の場合

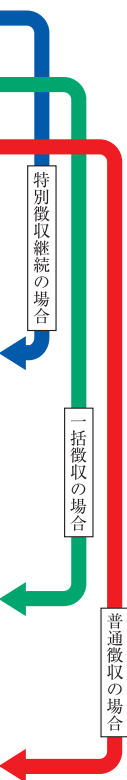
特別徴収義務者 指定番号	7 1 2 3 4 5 6 7 8 9	新規	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を
所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番地		担当者連絡先	所属 氏名 電話	8 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ	〇〇ショウジトウキョウシテン			山本太郎	受給者番号 ZXY1111
氏名又は名称	(株)〇〇商事東京支店			029-232-9138 内線 (104)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	8月25日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	100,000円	左記の一括徴収した税額は、 8 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
----	------------------------------------------------------------------------	--------	-------	---------------------	----------	----------------------------------------------

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※水戸市記入欄	現年度	新年度
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-----	-----



令和（ ）年度 特別徴収への切替届出(依頼)書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -	特別徴収義務者 指定番号					
		フリガナ			新規の場合、納入書(必要・不要)				
		名称 (氏名)		担当者 連絡先	所属				
		代表者の 職氏名			氏名				
法人番号		電話							

用紙はコピーしてお使いください。

給与 所得者	フリガナ		旧姓	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏名			特別徴収 開始予定月	月分 (月 日納期限分) から 特別徴収を開始します。 ※ 切替届出(依頼)書は、特別徴収開始月の前月10日までに御提出ください。	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			届出理由	1. 入社 2. その他 ()
	1月1日現在の住所	〒 -			月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。				
	受給者番号					

水戸市処理欄
処理不要
<input type="checkbox"/> 課税資料なし <input type="checkbox"/> 課税権なし

<注意事項>

1. 切替届出書が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、特別徴収切替になった方の給与から特別徴収できる月を「特別徴収開始予定月」に記入してください。
2. 普通徴収の納期限が過ぎた分及び随時課税分は、特別徴収へ切り替えることができません。また、10日までに提出がされなかった場合、希望された普通徴収切替期別を特別徴収へ切り替えることができない場合があります。
3. 二重納付防止のため、個人あてに送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようお伝えください。
4. 65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税は、給与からの特別徴収はできません。
5. 給与支払者の法人番号を必ず記入してください(個人事業主の場合、記入は不要です)。
6. 控えが必要な場合は、コピーをおとりください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者指定番号				
		フリガナ															
		名称 (氏名)															
		代表者の 職氏名															
法人番号											担当者 連絡先	所属					
												氏名					
												電話					

- ◆ 誤読を避けるため必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 法人の場合、代表者のみの変更は、提出不要です。個人事業主の場合は、代表者のみの変更の場合も提出が必要です。

変 更 年 月 日		令 和 年 月 日			
-----------	--	-----------	--	--	--

事項	変更前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ		
名称		
電話番号	(内線)	(内線)

変更理由 (該当番号に○)

1. 事業所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化
 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】
 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他 ()

※ 法人成り又は個人事業化により法人番号に変更が生じる場合は、指定番号も変更となるので、別途「給与所得者異動届出書」を必ず提出してください(転勤扱いとなります)。

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所在地	〒 -									
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ										
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 ※ 新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。		名称										
	指定番号		(内線)										
	指定番号		(内線)										
	指定番号		(内線)										
	電話番号												
	法人番号												
	特別徴収義務者 指定番号												
		※市区町村ごとに異なります											

- 〈注意事項〉
1. 給与支払者の法人番号を記入してください(個人事業主の場合は、記入不要です)。
 2. 上記の変更届は特別徴収に係る変更届で、法人市民税等の変更届は別途必要になります。
 3. 控えが必要な場合は、コピーをおとりください。

用紙はコピーしてお使いください。

水戸市処理欄	
リ ン ク	確 認
法人	<input type="checkbox"/>
軽自	<input type="checkbox"/>
土家	<input type="checkbox"/>
償却	<input type="checkbox"/>
送 付 先 リ ン ク な し	

関東各都県及び山梨県以外に所在する「ゆうちょ銀行」又は「郵便局」を利用して納入する場合は、当市の取扱店（局）として指定を受ける必要があります。

御利用を希望される「ゆうちょ銀行支店」又は「郵便局」に初めて納入をされる際に、右の「指定通知」を提出してください。

また、指定通知書を提出した場合は「ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について」を当市までお送りください。

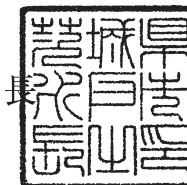
※ 指定通知書を提出する際は、利用するゆうちょ銀行支店名又は郵便局名を必ず記入してください。

なお、前年度までに利用している指定ゆうちょ銀行及び郵便局は本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

店（局）提出用

令和 年 月 日
ゆうちょ銀行 _____ 店長様
_____ 郵便局長様

水戸市長



指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱店（局）に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号	貯業2第1215号
口座番号	00170-3-960389
加入者名称	水戸市会計管理者
取りまとめ店	ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

水戸市提出用

水戸市長

令和 年 月 日
特別徴収義務者

所在地
名称
指定番号

ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行又は郵便局を市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱店（局）として、指定通知書を提出したので通知します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 店・郵便局

電子申告について

水戸市では、電子申告（eLTAX）の受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

ご利用可能な手続

- ・ 給与支払報告書
- ・ 給与所得者異動届出書
- ・ 特別徴収への切替届出書
- ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・ 退職所得に係る納入申告
- ・ 電子納税（地方税共通納税システム）

eLTAXのご利用にはeLTAXに対応したソフトウェア（PCdesk等）や電子証明書が必要です。
PCdeskはeLTAXウェブサイトにて無料で利用することができます。
eLTAXのご利用については、以下へお問い合わせください。

【eLTAX ヘルプデスク】

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話番号：0570－081459（つながらない場合は03－6745－0720へ）